

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

厚年基金（ ） DB基金（ ） DB規約（ ）  
DC（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】第3回資産所得倍増分科会の開催・資産所得倍増プラン（案）  
の公表について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は2022年11月25日、第3回資産所得倍増分科会を開催し、その中で「資産所得倍増プラン（案）」を公表しました。

当分科会は、6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、資産所得倍増について、「新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な『資産所得倍増プラン』を策定する。」とされたことにより、開催されたものです。

■内閣官房 HP、第3回資産所得倍増分科会

[https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/sisanshotoku\\_dai3/index.html](https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanshotoku_dai3/index.html)

■2022年10月19日発行メルマガ 第1回資産所得倍増分科会の開催について

[https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/magazine/n340\\_nenkin\\_magazine\\_20221019.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/magazine/n340_nenkin_magazine_20221019.pdf)

■2022年11月17日発行メルマガ 第2回資産所得倍増分科会の開催について

[https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/magazine/n345\\_nenkin\\_magazine\\_20221117\\_2.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2022/magazine/n345_nenkin_magazine_20221117_2.pdf)

当分科会で示された「資産所得倍増プラン（案）」は以下のとおりです。（内閣官房 HP 資料1）  
「資産所得倍増プラン」については、今後、新しい資本主義実現会議にて決定されるはこびとなる見通しです。

## 【資産所得倍増プラン（案）】一部抜粋

### 1. 基本的考え方

### 2. 目標

- 資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の 1,700 万から 3,400 万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。
- 加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 買付額を現在の 28 兆円から 56 兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。
- これらの目標の達成を通じて、中間層を中心とする層の安定的な資産形成を実現するため、長期的な目標としては資産運用収入そのものの倍増も見据えて政策対応を図る。

### 3. プランの方向性

- ① 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
  - ② 加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
  - ③ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
  - ④ 雇用者に対する資産形成の強化
  - ⑤ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
  - ⑥ 世界に開かれた国際金融センターの実現
  - ⑦ 顧客本位の業務運営の確保
- （なお、税制措置については、今後の税制改正過程において検討する。）

### 4. 第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化

- ①NISA 制度の恒久化
- ②NISA の非課税保有期間の無期限化
- ③一般 NISA・つみたて NISA の投資上限額の増加
- ④2024 年から施行される新 NISA 制度の取扱い
- ⑤NISA の手続きの簡素化

### 5. 第二の柱：加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革

#### ①iDeCo の加入可能年齢の引上げ

一働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が 70 歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCo の加入可能年齢を 70 歳に引き上げる。このた

め、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

ーiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③iDeCoの手続きの簡素化

6. 第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

7. 第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化

＜企業による資産形成の支援強化＞

ー中小企業においては雇用者の資産形成支援の取組が十分には進んでおらず、中小企業も含めた幅広い支援を行っていくことが求められる。そこで、中小企業において職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金、iDeCoが広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。

8. 第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

9. 第六の柱：世界に開かれた国際金融センターの実現

10. 第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

○アセットオーナー（企業年金含む）については、受益者等の便益を最大化する観点から、アセット（資産）の性格や規模を踏まえた適切な運用リターンの実現を図る必要がある。このため、関係省庁が連携して幅広い関係者との継続的対話の体制を整備し、運用体制・手法に係る調査研究の実施やベストプラクティスの共有・普及を図るなど、運用の改善に向けた対応を進める。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部 団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本・年基・202211-170-0368-D